



平成 27 年 5 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社SYSKEN  
代表者名 代表取締役社長 柏尾 敬秀  
(コード：1933 東証第二部、福証)  
問合せ先 常務取締役経営管理本部長 齊藤 琢  
(TEL：096-373-0116)

## 定款の一部変更（取締役の員数、責任限定契約の締結対象者拡大）に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 1 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 27 年 6 月 23 日開催予定の、第 62 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 取締役の員数の変更

経営体制の強化充実を図るため、定款第 18 条（員数）の取締役の員数を 12 名以内から 14 名以内に変更するものであります。

##### (2) 社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する変更

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）において、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるように、定款第 28 条（社外取締役の責任限定契約）及び定款第 39 条（社外監査役の責任限定契約）の規定を変更するものであります。

なお、第 28 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 23 日

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 23 日

以 上

## 現行定款・変更案対比表

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第1条～第17条 (条文省略)</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は <u>12</u>名以内とする。</p> <p>第19条～第27条 (条文省略)</p> <p>(<u>社外取締役</u>の責任限定契約)</p> <p>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第29条～第38条 (条文省略)</p> <p>(<u>社外監査役</u>の責任限定契約)</p> <p>第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第40条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第17条 (現行通り)</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は <u>14</u>名以内とする。</p> <p>第19条～第27条 (現行通り)</p> <p>(<u>取締役</u>の責任限定契約)</p> <p>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第29条～第38条 (現行通り)</p> <p>(<u>監査役</u>の責任限定契約)</p> <p>第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第40条～第42条 (現行通り)</p>